

## 令和7年度 広島県障害者雇用優良事業所表彰 対象者募集

---

広島県では、障害者を積極的に多数雇用している県内の事業所を障害者雇用優良事業所として表彰しています。ついては、令和7年度の表彰の対象となる事業所を募集します。

障害者を積極的に多数雇用した事業所に対し表彰を行い、その努力を讃えるとともに、これを広く県民に周知し、障害者の雇用の促進に資することを目的とします。

令和5年度から、事業所等からの応募（自薦）に加え、経済団体や障害者団体等の団体（営利を目的としないもの）及び地方自治体からの推薦（他薦）を受け付けることとしました。

表彰された事業所（及び推薦団体）は、その取組状況等を県ホームページ等に掲載し、広く周知を図ります。

**対象者：次の全て満たす必要があります（支店、営業所等の単位でも表彰対象となります。）。**

---

- 1 県内に本店、支店、営業所等（以下県内の事業所という。）のいずれかを有している。
- 2 今年度を含む過去5年間の各年6月1日現在に、県内の事業所において、常用雇用労働者である障害者が3人以上、かつ、そのうち重度障害者を1人以上雇用している。
- 3 今年度を含む過去5年間、県内の事業所の属する企業（県内の企業で特例子会社を有する企業、企業グループ算定特例認定事業所又は事業協同組合等算定特例認定事業所を含む。）が、法定雇用率を達成している。
- 4 県内の事業所の属する企業が、今年度を含む過去5年間、常用雇用労働者として障害者を1人以上採用した実績がある。
- 5 県内の事業所の属する企業が、今年度を含む過去5年間、労働関係法令において重大な違反をしたことがない。
- 6 労務管理について万全を期し、障害者の定着に努め、また、雇用について積極的な姿勢を持っている。
- 7 過去10年間、この表彰を受けたことのある事業所でない。
- 8 県内の事業所の属する企業が、表彰することが適当でないと認められる企業でない。

なお、就労継続支援A型については、一般就労への移行が顕著な事業所を対象とします。推薦された事業者についても上記の条件を満たす必要があります。

### 応募方法等

---

次の書類を提出してください。

（事業所からの応募）応募調書（別記様式1）

（団体等からの推薦）推薦調書（別記様式2）

## 別紙概要

期限：令和7年7月18日（金）17時（必着）

方法：メール

アドレス：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

（郵送される方は、次の宛先までお願いします。）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県商工労働局雇用労働政策課

## その他

表彰対象者は審査の上決定します。（審査の際、訪問調査等を実施することがあります。）

（問合せ先）広島県 商工労働局 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ 電話 082-513-3424